

報告事項キ

平成29年度鳥取県立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考試験について

平成29年度鳥取県立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考試験について、別紙のとおり報告します。

平成28年10月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

平成29年度 鳥取県立学校実習助手・寄宿舍指導員採用候補者選考試験について

平成28年10月19日

特別支援教育課

1 目的

平成29年度鳥取県立学校実習助手及び寄宿舍指導員の採用選考資料とするために実施

2 採用予定者数

鳥取県立鳥取盲学校 実習助手（理療科） 1名程度

鳥取県立特別支援学校 実習助手（作業学習） 1名程度

鳥取県立特別支援学校 寄宿舍指導員 1名程度

3 受験資格

実習助手（理療科）は次の（1）から（5）、実習助手（作業学習）は次の（1）から（4）、寄宿舍指導員は（1）から（4）及び（6）のいずれにも該当する者とする。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
- （2）昭和42年4月2日から平成11年4月1日までに出生した者
- （3）高等学校以上の学校を卒業した者（平成29年3月31日までに高等学校卒業見込の者を含む。）又は鳥取県教育委員会がこれと同等の資格を有すると認めた者
- （4）日本国籍を有しない者は、活動に制限のない在留の資格を取得している者又は平成29年3月31日までにこの資格を取得する見込の者
※日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。
- （5）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定によるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の全ての免許を有し、又は平成29年3月31日までに有する見込みの者
- （6）次のアからウのいずれかの資格等を有し、又は平成29年3月31日までに有する見込みの者
 - ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による教諭普通免許状
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による保育士の資格
 - ウ 特別支援学校の寄宿舍又は社会福祉施設における障がい者等の日常生活上の世話及び生活指導等の1年以上の実務経験

4 選考試験内容等

- ・試験期日 平成28年12月4日（日）
- ・試験会場 県教育センター
- ・試験内容

ア 実習助手（理療科）

- ①一般教養試験 （60分間程度）
- ②適性検査 （45分間程度）
- ③実技試験 （60分間程度） ※理療に関する実技試験
- ④面接試験 （個人） ※特別支援教育及び理療の基礎的内容に関する口頭試問を含む

イ 実習助手（作業学習）・寄宿舎指導員（共通）

- ①一般教養試験 （60分程度）
- ②適性検査 （45分程度）
- ③小論文 （50分程度）
- ④面接試験 （個人・集団） ※特別支援教育に関する口頭試問を含む

5 その他

- ・採用候補者名簿登載等については、選考試験の受験者に対して平成28年12月26日（月）に通知するとともに、鳥取県教育委員会のホームページにも掲載予定。
- ・実習助手・寄宿舎指導員採用候補者は、平成29年4月1日に採用する予定。